

教育を父母・国民の手からとりあげ、子ども・青年を政府と財界に奉仕させる教育基本法の改悪に反対します

― 中教審教育基本法「見直し」「答申」にたいする見解 ―

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

(一) 中央教育審議会は、三月二〇日、文部科学省が諮問した「教育振興基本計画の策定と教育基本法の在り方について」に対する「答申」を提出し、教育基本法の「改正」と教育振興基本計画の策定を要請しました。

日高教はこの間、文部科学省による教育基本法「改正」作業が、憲法改悪を視野にいたした小泉「構造改革」の一環としての「教育改革」を推進する根拠法を策定するためのものであり、有事法制と連動した「戦争をする国」づくりのための「人づくり」と財界が求める「人材」育成に奉仕するものとしてきびしく批判してきました。今回の「答申」は、私たちが危惧した以上に憲法理念に踏みこむ重大な問題をはらんでいます。また、「教育振興基本計画」を教育基本法に挿入し、政治権力の直接的な教育介入の道筋をつけるものです。このような教育基本法「見直し」は、断じて許されません。

(二) 「答申」は、教育権を国家の手に委ね、国民主権という憲法原則の重要な位置を占める父母・国民の教育権を剥奪しようとするものです。

教育基本法は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」(第一〇条)とし、教育行政の役割を「教育条件整備」(同)に限定しています。しかし「答申」は、文言として「不当な支配に服することなく」を残しながら、教育内容も教育条件整備にあたりと強弁し、「改正」教育基本法下での教育を閣議決定による「教育振興基本計画」に委ね、国の教育統制・支配をはかるものです。

(三) 「答申」は、新たな教育理念を「教育振興基本計画」の中に盛りこむことによって、現行教育基本法の理念を棚上げするという巧妙な仕掛けを作っています。

「新たに規定する理念」は、現在すすめられている新自由主義・国家主義の「教育改革」を正当化する役割をもつものです。教育基本法は、教育目的を国家目的に従属させた戦前の帝国憲法下の皇民教育の反省にたつて、他の特定の目的のためではなく個人の「人格の完成」、即ち子どもの成長・発達のみを教育の目的としています。しかし「答申」は、「現行法に定められた基本理念(教育の目的及び教育の方針)は、憲法の精神に則ったものであり、引き続き規定する」としながら、この「人格の完成」(第一条 教育の目的)に反する「二二世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」という教育目的を、「新たに規定する理念」として付け加えています。そして、この「新たに規定する理念」をもとに「教育振興基本計画」策定を政府に求め、さらに露骨に「国家戦略として人材教育立国、科学創造立国を目指す」というのです。

(四) 「教育振興基本計画」は、個別の教育政策の課題として必要なものを散りばめながら小泉「構造改革」の一環である「教育改革」路線を徹底するためのものです。

それは第一に、公然としたエリート教育を推進し、子どもを幼小時からふり分けて格差をもちこむ複線型学校教育体系に根拠を与えるものです。教育基本法は、子どもの学習する内容を進路別に限定する戦前の複線型学校教育体系の反省に立つて、単線型の学校教育体系を確立しました。しかし、政府・文部科学省は、中高一貫校やスーパーサイエンス・ハイスクール等、学校間に教育内容と財政措置に格差をつけた複線型学校教育体系への本格的移行を教育政策としてすすめてきました。そのことが競争を激化させ、子どもの発達疎外や学力問題など教育に困難をもたらしてきました。今日の学力問題についても、エリート教育を推進する代名詞になっている「確かな学力」を強調するだけで、処方せんも全くありません。それらのことへの批判をかむすため、『個性』に応じた教育」と称して、複線型学校教育体系を正当化し、国民の教育要求をこれに同化させようとしているのです。

第二に、子ども・青年の願いに反する差別・選別、国家主義教育を円滑にすすめるために、管理主義教育を推奨するとともに、それを肯定的・積極的に受け入れる民主主義に反する価値観を育てようとするものです。子ども・青年に民主的規律や道徳ではなく、「規範意識」や「畏敬の念」などという徳目を学び身につけさせるとしているのはそのためです。科学的な自然や社会に対する認識を育てることには、まったくふれていません。

第三に、子ども・青年の社会性の欠如を解決することを口実にして、「新しい『公共』の創造」という概念をもちだし、国の政策を積極的・主体的に担う国民の育成を打ち出し、国家主義教育の推進という本音を隠そうとしていることです。主権者として子ども・青年を育てるためには、子どもの意見表明や学校参加など子どもの権利条約を生かすことが求められます。しかし、これらには全くふれず、「新しい『公共』への参画」という内容の不明な概念をもちだし、主権者とし

て育てるかのような幻想を国民に与えようとしています。「答申」の言う「新しい公共」は、憲法で保障された国民の諸権利を守るために公的責任が問われるものを、国民個々人と国民相互の責任に転嫁し、国・行政が決めたことを「主体的・積極的」に行うという新自由主義・国家主義の両側面を統合した国家・社会のあり方を示すものです。

第四に、国の教育条件整備義務をあいまいにし、地方に責任を押しつけ、その上、国の財政負担を減らす理屈を立てていることです。「教育投資の充実」として、「人材教育立国、科学創造立国」のための教育に投資を「重点化」し、「教育投資の効率化」の名で、三〇人学級の実現などすべての子ども・青年を対象にした財政支出については検討さえしていません。

(五)「答申」は、教育基本法の「見直し」を通じて、平和主義・国民主権主義・基本的人権の尊重などの憲法原則に反する国家・社会のあり方を提示し、そのための「国民の育成」を提言しています。

それは第一に、「平和的な国家・社会の形成者」(教育基本法第一条)という考え方を尊重するとしながら、ここから「平和的」という文言を抜きとり「国家・社会の形成者」とし、国家政策の積極的推進者を育成する役割を教育に担わせようとしていることです。しかも「答申」は、国政・地方政治への国民の意見表明や参加にはまったくふれずに、ボランティア活動を国家・社会にまで広げて、自主的なボランティア活動を国家・社会への奉仕活動に変え、「国家・社会の形成者」にするという特異な理屈を立てています。

国会に上程されている米軍への戦争協力のための「有事三法案」・「武力攻撃事態法案」の第八条には、「国民の協力」規定がありますが、国家・社会への奉仕活動のすすめは、国民教化活動そのものです。「武力攻撃事態法案」が成立すれば、「答申」にそって、「法や社会の規範の意義や役割について学び」、「社会の一員としての使命、役割を自覚」し、実践することになります。「答申」は、周到にも「国を愛する心」を涵養するとしています。そのために保護者は、「子供の教育にたいする責任を自覚」させられ、教職員は、「再び教え子を戦場に送る」教育活動に対する「教員評価」にさらされることになりかねません。

第二に、ジェンダー・バイアス・フリーに対するバックラッシュに連動して、男女共学規定を外そうとするなど、復古主義の価値観の導入にも「配慮」したものとなっています。

第三に、「新しい公共」という概念を使い、憲法に基づく国・社会のあり方を変えようとしていることです。「答申」には、そのための「国民の育成」にふれても、主権者を育てることについての言及がまったく無いことから明らかです。教育基本法「見直し」で、憲法の平和的・民主的理念を崩す詐術的なやり方は、許されません。

(六) 中央教育審議会の「答申」に至る審議のあり方もまた、父母・国民の教育権をふみにじるものです。

日本弁護士連合会や日本ペンクラブやマスコミからも、『見直し』は憲法に抵触する」、「理念もてあそぶ暇はない」、「中教審報告こそ見直しを」という批判がだされています。また、日本教育学会など教育学関連二五学会会長名で、国民的合意も無く、憲法違反のおそれがあるとする文部科学大臣・中央教育審議会会長宛の「教育基本法の見直しに対する要望」をだしています。中央教育審議会は、こうした国民の声にまったく耳を貸そうともしませんでした。子どもに直接影響を与える問題であるにもかかわらず、子どもの意見表明を一顧だにせず、子どもの権利条約を無視し、「国際社会の一員」を強調しながら、子どもと教育、人権に関する国際基準を検討した形跡もありません。

自民党「教育基本法問題特命委員会」事務局長の河村文科省副大臣は、「通常国会後半には教基法『改正案』を提出する」ことを前提に審議を急がせ、加えて、この一月まで「諮問」する側の事務方の責任者であった文科省事務次官を新たな中教審の臨時委員に選任することまでしています。これは、審議会のあり方、及び審議会と文科省の関係の基本にかかわる常軌を逸したものであり、究極のお手盛り答申と言わなければなりません。

(七) 文部科学省は、拙速な教育基本法「見直し」を断念し、憲法・教育基本法を生かす教育行政をすすめるべきです。

日高教は政府・文部科学省に対して、教育基本法「改正」案作成・国会提出を断念することを求めます。また、憲法・教基法を生かし、懸案かつ差し迫った教育課題に因應するために三〇人学級などゆきとどいた教育のための教育条件整備、すべての生徒に基礎的学力と進路選択の力を育てる教育への支援、高校生の就修学保障と高卒生の就職保障のための手厚い努力をつよく求めるものです。

同時に日高教は、憲法・教育基本法、子どもの権利条約を学校と教育に生かし、主権者を育てる自主活動を重視するとともに、教育を父母・国民の手にとりもどすために、憲法・教育基本法が生きる教育と学校の実現をめざす世論と運動を広げ、生徒参加、教職員・父母・住民共同の学校づくりをすすめるために奮闘するものです。